

目 次

津市規則

津市建築基準法取扱規則の一部を改正する規則

津市告示

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法に基づく介護予防支援事業者の指定

津市議会の招集

議決を経た予算等の公表

津市公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市森林整備計画案の縦覧

生活応援商品券発行事業運営業務公募型プロポーザルの実施

地域計画案の軽微な変更

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市上下水道事業管理規程

津市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

監査結果の公表

監査結果の公表（財産区）

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月16日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第4号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表中「第137条の12第6項若しくは第7項」を「第137条の12第11項若しくは第12項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年2月19日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社マザーズ
- 2 事業所の名称
ケアマネジャーオフィス マザーズ 東丸之内
- 3 事業所の所在地
津市東丸之内3番7号 リバーサイドFK2A
- 4 廃止年月日
令和8年3月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 29 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人 青松園
- 2 事業所の名称
青松園居宅介護支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市高洲町 15 番 43 号
- 4 廃止年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和8年2月19日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
津興電設工業有限会社
- 2 事業所の名称
ケアマネジャー事務所 妙
- 3 事業所の所在地
津市南中央2番31号
- 4 指定年月日
令和8年3月1日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第31号

令和8年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和8年2月27日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和7年12月22日に専決処分した予算の要領、令和8年1月15日に専決処分した予算の要領及び令和8年2月16日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和8年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

令和7年度津市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度津市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度津市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度津市水道事業会計補正予算（第3号）

令和7年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和7年度津市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度津市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ793,074千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,499,577千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23,708,805	793,074	24,501,879
	2 国 庫 補 助 金	5,948,294	793,074	6,741,368
歳 入 合 計		134,706,503	793,074	135,499,577

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		53,508,219	793,074	54,301,293
	2 児 童 福 祉 費	20,933,714	793,074	21,726,788
歳 出 合 計		134,706,503	793,074	135,499,577

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	15,679

令和7年度津市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度津市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,631,891千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 県 支 出 金		10,185,398	132,314	10,317,712
	3 委 託 金	859,966	132,314	992,280
歳 入 合 計		135,499,577	132,314	135,631,891

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		19,295,130	132,314	19,427,444
	4 選 挙 費	506,568	132,314	638,882
歳 出 合 計		135,499,577	132,314	135,631,891

令和7年度津市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度津市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,555,994千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138,187,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		24,501,879	2,089,560	26,591,439
	2 国 庫 補 助 金	6,741,368	2,089,560	8,830,928
18 県 支 出 金		10,317,712	112,537	10,430,249
	1 県 負 担 金	6,093,124	93,322	6,186,446
	2 県 補 助 金	3,232,308	19,215	3,251,523
21 繰 入 金		14,231,617	154,997	14,386,614
	2 基 金 繰 入 金	8,612,646	154,997	8,767,643
24 市 債		5,837,500	198,900	6,036,400
	1 市 債	5,837,500	198,900	6,036,400
歳 入 合 計		135,631,891	2,555,994	138,187,885

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		54,301,293	11,000	54,312,293
	3 生 活 保 護 費	5,641,935	11,000	5,652,935
6 農 林 水 産 業 費		1,973,998	50,856	2,024,854
	1 農 業 費	1,474,656	48,962	1,523,618
	2 林 業 費	455,818	700	456,518
	3 水 産 業 費	43,524	1,194	44,718
7 商 工 費		1,083,015	1,739,408	2,822,423
	1 商 工 費	1,083,015	1,739,408	2,822,423
8 土 木 費		15,258,324	748,930	16,007,254
	2 道 路 橋 り よ う 費	4,059,234	505,305	4,564,539
	5 都 市 計 画 費	9,654,003	243,625	9,897,628
10 教 育 費		12,857,161	5,800	12,862,961
	6 短 期 大 学 費	724,376	5,800	730,176
歳 出 合 計		135,631,891	2,555,994	138,187,885

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 生活保護費	生活保護システム改修業務委託	11,000
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産業者物価高騰対策支援事業	48,962
6 農林水産業費	2 林業費	農林水産業者物価高騰対策支援事業	700
6 農林水産業費	3 水産業費	農林水産業者物価高騰対策支援事業	1,194
7 商工費	1 商工費	中小企業エネルギー価格高騰対策支援事業	148,783
7 商工費	1 商工費	生活応援商品券発行事業	1,590,595
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	154,573
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業（交付金事業）	350,732
8 土木費	5 都市計画費	都市公園整備事業	35,400
10 教育費	6 短期大学費	三重短期大学学生生活応援事業	5,780

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	5 都市計画費	道路新設改良事業	450,000	886,673

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	利率	限度額	利率
道路整備事業	970,000	年3.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	1,124,200	年4.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)
街路整備事業	738,100		782,800	

令和7年度津市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度津市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（企業債）

第2条 予算第7条中「年3.5以内」を「年5.0以内」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和7年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度津市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	13,085,627	42,600	13,128,227
第1項 営業収益	4,179,917	100	4,180,017
第2項 営業外収益	8,905,709	42,500	8,948,209

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,961,755	25,800	11,987,555
第1項 営業費用	10,794,201	25,800	10,820,001

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,648,004千円」を「3,664,804千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	8,665,198	214,200	8,879,398
第1項 企業債	5,173,700	139,200	5,312,900
第3項 補助金	3,394,029	75,000	3,469,029

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	12,313,202	231,000	12,544,202
第1項 建設改良費	6,688,057	231,000	6,919,057

（企業債）

第4条 予算第6条中「3,765,500千円」を「3,904,700千円」に、「年3.5以内」を「年5.0以内」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「5,012,066千円」を「5,041,816千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第16号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年2月16日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月16日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道維債第1号 久居一色町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市久居一色町地内			
工 事 概 要	表層 411m ² 側溝工 105m			
工 期	契約締結日から起算して 116 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】 C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山	【格付】 C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年2月19日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年2月24日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和8年2月17日 から 令和8年2月27日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年3月4日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	7,570,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有	積 算 内 訳 書	要	
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有(令和8年4月以降)	部 分 払	無	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月16日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道維償第2号 久居藤ヶ丘町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市久居藤ヶ丘町地内			
工 事 概 要	表層 39m ² 側溝工 130m 集水桝・マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結日から起算して 116 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 久居	【地区】 久居	【格付】 C・B・A2・A1
		【ブロック】 久居	【地区】 一志・白山	【格付】 C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年2月19日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年2月24日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和8年2月17日 から 令和8年2月27日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年3月4日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	7,446,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有	積 算 内 訳 書	要	
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有(令和8年4月以降)	部 分 払	無	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月16日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道維償第5号 高茶屋二丁目地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市高茶屋二丁目地内			
工 事 概 要	表層 28m ² 側溝工 92m 集水桝・マンホール工 4箇所			
工 期	契約締結日から起算して 107 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年2月24日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和8年2月17日 から 令和8年2月27日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年3月4日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	5,472,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有	積 算 内 訳 書	要	
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有(令和8年4月以降)	部 分 払	無	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月16日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道維償第3号 戸木町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市戸木町地内			
工 事 概 要	表層 21m ² 側溝工 50m 管渠工 8m 集水桝・マンホール工 8箇所			
工 期	契約締結日から起算して 106 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 久居	【地区】 久居	【格付】 D・C・B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年2月19日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年2月24日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和8年2月17日 から 令和8年2月27日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年3月4日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	5,304,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有	積 算 内 訳 書	要	
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有(令和8年4月以降)	部 分 払	無	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月16日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維値第1号 垂水地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市垂水地内			
工 事 概 要	表層 198m ² 側溝工 310m 集水桝・マンホール工 7箇所			
工 期	契約締結日から起算して 156 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 B
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 事 項	提 出 期 限	令和8年2月25日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年3月2日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和8年2月17日 から 令和8年3月6日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年3月11日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	24,217,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有	積 算 内 訳 書	要	
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有(令和8年4月以降)	部 分 払	無	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。 建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行案件です。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月16日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維償第3号 島崎町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市島崎町地内			
工 事 概 要	表層 344m ² 側溝工 201m 集水桝・マンホール工 9箇所			
工 期	契約締結日から起算して 140 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年2月25日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年3月2日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和8年2月17日 から 令和8年3月6日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年3月11日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	15,327,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有	積 算 内 訳 書	要	
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有(令和8年4月以降)	部 分 払	無	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型) 試行案件です。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月16日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維償第2号 観音寺町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市観音寺町地内			
工 事 概 要	表層 285m ² 側溝工 178m 集水桝・マンホール工 4箇所			
工 期	契約締結日から起算して 137 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年2月25日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年3月2日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和8年2月17日 から 令和8年3月6日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年3月11日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	14,118,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有	積 算 内 訳 書	要	
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有(令和8年4月以降)	部 分 払	無	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月16日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道維償第4号 庄田町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市庄田町地内			
工 事 概 要	表層 39m ² 側溝工 97m 集水桝・マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結日から起算して 123 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 久居	【地区】 久居	【格付】 C・B・A2・A1
		【ブロック】 久居	【地区】 一志・白山	【格付】 C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和8年2月25日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年3月2日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和8年2月17日 から 令和8年3月6日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年3月11日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	9,351,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有(令和8年4月以降)	部 分 払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 			

津市公告第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、津市森林整備計画を樹立したいので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により公告し、当該計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該計画の案に意見がある者は、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和8年2月19日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

津市白山庁舎2階 津市農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

令和8年2月19日から令和8年3月19日まで

津市公告第18号

令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施しますので、公告します。

令和8年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 予算額

契約締結日から令和8年12月28日（月）までの期間における委託業務の提案見積限度額は、1,551,284,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、内訳は下記のとおりとします。

【内訳】

内容	金額	消費税の取扱い	摘要
プレミアム分	1,335,000,000円	非課税	プレミアム率 100% 相当分
事務費	216,284,000円	課税	
合計	1,551,284,000円		

上記プレミアム分と事業実施に要する事務費の金額を合算した額を契約金額とする。

商品券使用期間終了後に、販売済みの商品券の未使用があった場合は、当該商品券の売上金を発注者の指示する期日及び方法で発注者へ精算すること。

前払金の支払を受けたプレミアム分は、販売及び使用実績により発注者の指示する期日及び方法で発注者へ精算すること。

受注者は、商品券の販売等を再委託する場合は、商品券1冊当たりの販売手数料単価による契約とすること。発注者は、契約金額のうち、実績に応じた販売手数料を受注者に支払うものとします。

なお、予算額を上回る提案がなされた場合は失格とします。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

(5) 担当部署

津市商工観光部商業振興労政課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 : 059-229-3169

FAX番号 : 059-229-3335

電子メール : 229-3114@city.tsu.lg.jp

2 実施要領等の配布

実施要領等は、津市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

※津市公式ウェブサイト (<https://www.info.city.tsu.mie.jp>)

※郵送による配布は行わない。

また、令和8年2月20日(金)から同年3月4日(水)までの期間(土日は除く。)に、担当部署(津市商工観光部商業振興労政課)でも配布します。

配布時間は、午前9時から午後4時までとします。

3 プロポーザル実施スケジュール(予定)

公募開始・実施要領等の配布開始	令和8年2月20日(金)から 令和8年3月4日(水)まで
質問書の受付期間	令和8年2月20日(金)から 令和8年3月4日(水)まで (最終日午後4時必着)
質問への回答	令和8年3月5日(木)
参加表明書等の提出期限	令和8年3月6日(金)午後4時 必着
資格審査結果通知	令和8年3月10日(火)
企画提案書等の提出期限	令和8年3月11日(水)正午必 着
審査委員会の開催	令和8年3月12日(木)
選定結果通知・公表	令和8年3月13日(金)以降速 やかに通知・公表を行う
契約締結	令和8年3月下旬

4 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうち法人にあってはオ及びキ、個人にあってはカ及びクを提出し確認を受けること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

オ 法人にあっては、本社及び委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

- (3) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 国又は地方公共団体のプレミアム付商品券（紙商品券又は紙商品券とデジタル商品券の併用）発行等の業務について、令和3年4月1日から本公告の日までの間に履行を完了した実績があること。

5 審査方法等

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たし、企画提案書等の提出に対し、「令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき審査を実施します。審査については、令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行い、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下、「最優先候補者」という。）として決定するものとします。

なお、審査委員会は外部の有識者及び本市の職員で構成するものとしませんが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しません。

6 契約手続等

審査の結果、最優先候補者と契約に関する協議を行います。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に関する協議を行います。

なお、参加事業者が1事業者のみの場合であっても、審査を実施します。

また、評価（得点）の合計点の平均得点が60点に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しません。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は「令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務公募型プロポーザル実施要領」によるものとします。

【問い合わせ先】

津市商工観光部商業振興労政課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話番号：059-229-3169

FAX番号：059-229-3335

電子メール：229-3114@city.tsu.lg.jp

津市公告第19号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を変更しますので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和8年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和8年2月20日から令和8年3月5日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公告第20号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年2月24日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月24日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和7年度建整街補第12号 半田久居線道路改良工事(その8)			
工 事 場 所	津市半田地内			
工 事 概 要	コンクリートブロック工 170m2 側溝工 450m 管渠工 50m 集水桝・マンホール工 12箇所 基層(車道・路肩部) 1,610m2 表層(車道・路肩部) 2,116m2 表層(歩道部) 984m2 縁石工 329m			
工 期	契約締結日から起算して 259 日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A1・A2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 関 係 事 項	提 出 期 限	令和8年3月4日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年3月9日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和8年2月25日	から 令和8年3月13日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年3月18日	午前9時00分	津市役所(本庁舎)7階 入札室	
予 定 価 格	91,491,000	円	(税抜き)	
最 低 制 限 価 格	有	積 算 内 訳 書	要	
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。 建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行案件です。 			

津市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 6 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

津市水道事業給水条例施行規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 8 条を次のように改める。

（一時用で管理者が定める用途）

第 1 8 条 条例第 2 3 条第 3 項に規定する一時用で管理者が定める用途は、次に掲げるものとする。

(1) 給水装置を使用する期間を定め、当該期間の経過後に当該給水装置を撤去し、又は廃止することを前提とする場合で、次のいずれかに該当するもの

ア 公園及び海岸において開催するイベント等における使用

イ 建設工事における使用

(2) 水道水の販売による使用

(3) 開発工事に伴う洗管による使用

(4) その他管理者が一時用と認める用途による使用

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和8年2月20日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

- 1 招集の日時
令和8年3月2日（月） 午後1時30分から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 教職員の異動内申について
 - (2) 令和7年度学校における差別事象への取組から

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年2月20日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 片 山 光

津市監査委員 伊 藤 哲 也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査を行った者

津市監査委員 小 津 直 久
津市監査委員 安 井 広 伸
津市監査委員 片 山 光
津市監査委員 安 積 むつみ

第3 監査の方法

主に次の諸点に着眼し、対面監査に当たっては、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。また、令和7年度から書面監査を導入し、書面監査に当たっては、監査対象部局等から提出を受けた資料の内容及び予備調査の結果を参考に書面により、監査対象部局等の関係職員に質問を行い、回答を求める方法により実施した。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金等の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 対面監査
 - (1) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
 - (2) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、こども政策課、保育こども園課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室、こども家庭センター）

- (3) 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- (4) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、建築指導課）
- (5) 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- (6) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (7) 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- (8) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (9) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (10) 上下水道事業局（水道整備課、水道維持課、下水道工務課、水道施設課、一志事業所、下水道施設課）
- (11) 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- (12) 教育委員会事務局学校教育部（学校教育課、教育研究支援課、人権教育課）

2 書面監査

- (1) 内部統制室
- (2) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (3) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (4) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、デジタル改革推進課）
- (5) 市民部（市民課、市民交流課、男女共同参画室、地域連携課、人権課、アストプラザ）
- (6) 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- (7) 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- (8) ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- (9) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- (10) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (11) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）

- (12) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (13) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (14) 上下水道管理局（経営企画課、上下水道管理課、営業課）
- (15) 会計管理室
- (16) 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- (17) 議会事務局（議会総務課、議事課）
- (18) 教育委員会事務局教育総務部（教育総務課、教育施設課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- (19) 選挙管理委員会事務局
- (20) 監査事務局
- (21) 農業委員会事務局

第5 監査の対象年度及び事項

原則として令和7年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和6年度以前のもを対象に含めた。

第6 監査の期間

令和7年9月12日から令和8年1月28日までである。

第7 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

(1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの

(2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

(1) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

- (2) 事務事業の遂行に当たって特に意見を述べる必要があると認められるもの

第8 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

津市スポーツ振興基金活用事業補助金に係る審査の形骸化について（指摘）

津市スポーツ振興基金活用事業補助金については、交付要綱第2条第1項で交付の対象となる経費を定め、応募要領で補助対象経費の内容、摘要要件及び限度額を定めている。

しかしながら、応募要領において、宿泊費の摘要要件を「1泊2食付きなどの代金については、宿泊に要する費用のみを対象とする。」と定めているところ、朝食料金を含めた宿泊費全額を補助対象経費と認定した事例や、旅費の旅客運賃について限度額を「実費の2分の1」と定めているところ、旅客運賃全額を補助対象経費として認定した事例など、応募要領に反した審査事例が散見された。

当該補助金審査に形骸化が見られることから、改めて応募要領に基づく審査を行うなど、令和6年度及び7年度の補助金について所要の措置を講じられたい。

2 健康福祉部

(1) こども政策課

児童扶養手当法第4条の規定により支給した手当の返還金に係る

延滞金の適正な債権管理について（意見）

児童扶養手当法第4条の規定により支給した手当の返還金に係る延滞金について、津市税外収入金に対する督促等に関する条例第4条第1項において、税外収入金を納期限後に納付する場合は、延滞金額を加算して納付しなければならないと定められているところ、納付者に延滞金の通知を行うことなく、返還金の完納後に同条例第4条第4項、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第2条第11号及びこども政策課における税外収入金延滞金減免に関する内規第2(2)に基づき延滞金全額の減免を行っていた。

延滞金も公金であることから、納付者に延滞金の通知をし、適正な債権管理を行うよう徹底されたい。

(2) 高齢福祉課

ア 市営駐車場駐車券の適正な在庫管理の徹底について（指摘）

津市まん中老人福祉センターの利用者に配布する市営駐車場駐車券については、同施設の指定管理者が保管する分を含め、令和6年度末で398万1,200円分の残高があったが、このうち300万円分を令和7年度に払戻しをしていた。

このような多額の払戻しをするに至った要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から令和6年度までの利用者数が減少していたにも関わらず、利用者が減少する前の実績に基づき駐車券を購入していたことによるものである。

駐車券の払戻しは令和7年4月1日にフェニックス通り駐車場が民営化されたことによるもので、払戻しがされていなければ多額の在庫を抱える状態が継続することとなっていた。

今後は、現有残高と使用見込みを十分に見極めた上で真に必要な予算を計上し、適正な在庫管理を徹底されたい。

イ 指定管理業務における市営駐車場駐車券の適正な管理について（意見）

津市まん中老人福祉センターは指定管理者が管理しているが、利用者に対して配布する市営駐車場駐車券は高齢福祉課が購入している。

しかしながら、当該施設の指定管理者仕様書等において、残高確認の方法等駐車券の詳細な管理方法を定めることなく、指定管理者

との間で駐車券を受け渡していた。

駐車券は公金と同等の価値を有していることから、適正な管理を実施されたい。

(3) 援護課

延滞金免除に係る決裁の徹底について（指摘）

生活保護法第63条による返還金、生活保護法第78条による徴収金及び過年度戻入金については、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第2条第11号の規定に基づき減免基準を定め、これらの債権に係る延滞金を免除している。

しかしながら、免除した全ての債権に対して、免除決定に係る決裁がなされていなかった。

延滞金の免除に関することについては、津市事務専決規程第5条において、課長決裁と定められていることから、専決権者による決裁を徹底されたい。

(4) 健康づくり課

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について（指摘）

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条において各保健センターの使用許可申請書の提出期間が定められているが、津市芸濃保健センター及び津市香良洲保健センターについては、提出期間外の申請に対して使用を許可しているものが散見された。

各保健センターの使用許可申請期間に整合性がない状況であり、以前にも津市河芸保健センターで同様の指摘がなされていることから、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。

3 商工観光部

商業振興労政課

厳正な補助金審査事務の徹底について（意見）

令和6年度津市商工業振興等関係補助金（労働関係団体事業補助金）の交付確定において、団体から提出された実績報告書の事業内容の一部に、同実施要領で規定する補助対象ではない可能性のある事業について、慎重な審査をすることなく補助金を交付していた。

今後は、より厳正な補助金審査事務を行うよう徹底されたい。

4 都市計画部

(1) 都市政策課

津市事務専決規程の遵守について（指摘）

津市都市マスタープラン等策定業務委託の契約締結に係る決裁について、契約金額が2,572万9,000円であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、部長決裁（300万円以上1,000万円未満）により決裁されていた。

今後は、このようなことがないように、同規程を遵守した契約事務を徹底されたい。

(2) 交通政策課

ア 津市事務専決規程の遵守について（指摘）

令和6年度津市公共交通活性化協議会負担金の支払に係る決裁について、支払額が1,119万5,000円であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、部長決裁（300万円以上1,000万円未満）で支払を決定していた。

今後は、このようなことがないように、同規程を遵守されたい。

イ 法令を遵守した公金事務の徹底について（指摘）

コミュニティバス運行業務委託に係る運賃の徴収に係る業務については、仕様書で業務内容を定めているが、仕様書の業務内容に引用した地方自治法の条文が誤っていたことから、適正な内容で業務が発注されていなかった。

また、当該徴収業務は公金事務を私人へ委託するものであることから、同法第243条の2第2項の規定に基づく告示を実施するとともに、津市会計規則第16条の規定に基づく事務を実施すべきところ、これらの事務が実施されていなかった。

当該業務は市民から預かっている貴重な財産である公金を取り扱う業務であることから、適正な仕様による発注及び法令を遵守した事務の執行を徹底されたい。

5 一志総合支所

地域振興課

地区自治会連合会交付金の交付事務について（意見）

津市自治会等交付金交付規則第4条において、交付金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う聞取調査等により、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付の決定及び額の確定を行うものとする規定されている。

しかしながら、地区自治会連合会交付金については、対象となる4連合会から令和7年8月21日までには申請があったにも関わらず、いずれの申請に対しても、3か月以上が経過した同年12月18日に交付決定をしていた。

交付決定の遅延は4連合会全ての上承があったとはいうものの、所管部局においては、今後は、適正な時期に交付事務を行うよう努められたい。

6 白山総合支所 地域振興課

普通財産の貸付に係る効率的な事務の遂行について（意見）

普通財産（土地）の貸付について、令和6年8月を始期とする10年間の賃貸借契約を締結し、賃料は前払で、納期限は毎年5月末日までに当該年分の賃料を支払うと定めているが、2年目以降の8月からの1年分の賃料については、翌年5月末日までに調定及び収入を行う予定である。このような考え方は、契約書に記載する前払規定に抵触する可能性を否定できないことに加え、調定事務が複雑化し、人事異動等による調定誤りや未収金を発生させるリスクが大きいため、より効率的な事務を遂行できるよう納期限等について再検討されたい。

7 美杉総合支所 地域振興課

津市公印規則の遵守について（指摘）

名松線90周年記念事業業務委託に係る契約の締結については、津市支所及び出張所処務規程に基づき、決裁区分が副総合支所長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守した契約事務

を徹底されたい。

8 教育委員会事務局教育総務部

生涯学習課

放課後児童クラブ運営補助金の概算払について（意見）

令和6年度放課後児童クラブ運営補助金において、補助事業の変更により概算払済の補助金435万円の戻入が生じたが、このうち385万円が戻入されず未収となった事案があった。

当該団体に対しては、前期分853万6,000円を令和6年6月13日に、後期分305万2,000円を令和7年2月25日に概算払をしていたが、補助加算の対象となる事業の実施状況を確認しないまま後期分の概算払をしたことが、未収額を増加させた要因となっている。

今後は、新規に補助金を交付する団体や新たな補助加算額により補助金額が増額された団体等、事業運営を注視する必要性の高い団体に対しては、より慎重に概算払を実施されたい。

第9 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 令和7年度決算に向けた歳入及び歳出内容の総点検について

本件監査において、指摘には至らなかったものの、下記のとおり会計事務に係る誤りや怠りが確認されたため、本件監査期間中に是正を求めた。

- (1) 歳入科目誤り（使用料で収入すべきところ、財産運用収入で収入していたもの）
- (2) 調定漏れ（収入することが決定した日に調定をしていなかったもの、繰越調定をしていなかったもの）
- (3) 調定額誤り（令和6年度の収入未済額を誤って調定し、令和7年度に訂正した金額で調定をしていたもの）
- (4) 年度当初又は契約書で定める支払期日までに行政財産使用料及び土地貸付収入に係る納付書を送付すべきところ、送付を怠っていたもの
- (5) 契約締結済みの委託料、または交付決定済みの補助金等に係る支出負担行為がなされていないもの

これらは膨大な会計事務のごく一部であり、各所属におけるチェッ

ク機能が十分に働かず、担当者レベルで起きた事務処理誤りが、露呈したものである。中には是正されてはいるものの、決算の正確性、信頼性に重大な影響を及ぼす内容の事務処理誤りもあった。

本件監査で確認できる範囲は限られているため、令和7年度決算に向けて、各所属が決算の重要性を十分認識し、このような誤りや怠りが生じることがないように、歳入及び歳出内容の総点検に取り組みたい。

2 支払遅延防止に係る注意喚起について

他の自治体において、経理事務における支払遅延及び事務処理遅れを取り繕うため、請求書の日付を改ざんし、事務処理を行ったこと等を理由に職員が処分を受けた事例があったこと、本市において、電気料金の支払遅延により、遅延損害金が発生したことから、改めて、各所属における支払遅延防止策について、確認を行った。

遅延損害金が発生したことについて、他の所属等で起きた案件とすることなく、どの所属にも起こり得る案件と捉え、請求書の管理及び支払事務の進捗状況を複数人で共有し、支払事務が滞ることがないように取り組まれない。

3 未収金への対応について

提出された資料をもとに、各所属における未収金の対応について説明を求めたところ、各所属における未収金への対応状況は様々で、住所等は把握しているものの、督促状の送付だけにとどまり、積極的な納付交渉及び法的措置の手段の検討を行っていない状況も見受けられた。

これらの対応は、職員の業務効率との比較衡量を行った上で、行われていると一定の理解はするものの、現年度分における未収金を発生させない努力、回収努力及び管理業務を怠ることは、本市への損害を与える行為であることに留意し、適正に債権を管理されたい。

4 現金等の保管及び取扱状況について

公金管理指針に基づき、各所属が公金取扱マニュアルを作成し、運用を行っているものの、当該マニュアルと実務が乖離している事例があった。

公金事務及び公金取扱マニュアルを適宜見直し、適切な公金管理に努められたい。また、郵便料金改定前の切手等が、使用される予定のないまま、内部資産となっている所属が散見されたので、改善されたい。

5 時間外勤務等の状況について

各所属における他律的業務の比重及び職員の人事異動等から生ずる事情に起因する業務量に差はあるとしても、個人別時間外勤務状況において特定の担当者への偏りが見受けられる監査対象部局等が散見された。

また、長期休暇等により人員不足となり結果的に業務執行に苦慮している監査対象部局等も見受けられた。

各所属長においては、特定の担当者のみ業務の負荷が掛かることがないように業務の在り方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行、超過勤務縮減に積極的に取り組まれない。

なお、人事担当部局においては、様々な要因を考慮した上で、状況に応じた柔軟な対応を行うよう望むものである。

6 公共施設の維持管理について

監査事務局に提出された資料において、懸案事項等の概要及び処理方針、将来企画すべき事項欄に、施設等の老朽化への対応を記載する監査対象部局等が多数あり、公共施設を質的、量的に維持するため、予算計上及び執行を含め、財政状況の厳しい中での対応に苦慮されている状況が見受けられた。

公共施設の維持管理を行うにあたり、一般的に、事後保全は損傷が深刻化して大規模な修繕が必要となることから、ライフサイクルコストが多額になる一方、予防保全は、補修の回数は多くなるものの、1回毎の補修に必要な経費が少額となり、ライフサイクルコストが縮減される傾向がある。

また、事後保全にかかる修繕の対応において、その緊急性を鑑み、競争入札に付さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約において契約締結がされているものも見受けられた。

行われた修繕の緊急性及び必要性を否定するものではないが、事後保全となる前に、予防保全の観点から予算計上及び執行がなされていれば、一般競争入札等の執行により、経済的な発注が可能であったのではないかと思料する。

さらに、監査対象部局等において修繕計画を策定し、複数年に渡り発注を行っている修繕の中には、一括発注を行うことで効率的な修繕計画の推進及び歳出予算の縮減が可能であることが明らかなものも見受けられた。

地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、最小の経費で最大の効果をあげなければならない」規定されていることを踏まえ、公共施設の維持管理については、事後保全はもとより、公共施設に係る定期点検結果の指摘を考慮し、損傷の深刻化を防ぐためにも長期的な視野にたった予算計上及び執行を行うことにより、適切な公共施設の維持管理に努められたい。

以上

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年2月20日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 片 山 光

津市監査委員 伊 藤 哲 也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査を行った者

津市監査委員 小 津 直 久
津市監査委員 安 井 広 伸
津市監査委員 片 山 光
津市監査委員 安 積 むつみ

第3 監査の対象

次の財産区における令和7年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和6年度以前のもを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第4 監査の期間

令和7年12月2日から令和8年1月28日までである。

第5 監査の方法

主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行に

については、監査した限りにおいて監査対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、財産区の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に指摘する事項はなかった。